

関東ろう連盟組織規約

第1章 総則

第1条【目的】

この規約は、関東ろう連盟の活動方針を実施するための基本となる組織、職制、職務分掌及び職務権限に関する基準を定め、本会業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

第2条【用語の定義】

この規約に定められた用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 組織とは、本会の目的を達成するために系統的に編成された業務処理の機構をいう。
- (2) 職位とは、組織における業務遂行上の地位をいう。
- (3) 職制とは、目的を達成するためになされる指揮の系列をいう。
- (4) 職務分掌とは、組織の各単位に配分された一定範囲の責任業務をいう。
- (5) 職務権限とは、各職位に割り当てられた業務上の責任を遂行するために与えられた権限及びその限界・範囲をいう。

第3条【組織運営の原則】

組織は、次の原則に従い運営することとする。

- (1) 職責は常に定められた系統を保ち、これを乱さないこと。
- (2) 分掌業務の運用に当たっては、関係各部署と十分に協議することとし、重複又は間隙を生じさせないこと。
- (3) 職務権限の行使に当たっては、組織上認められた範囲を越えないこと。

第2章 組織

第4条【事業単位】

本会は、規約に定める目的を遂行するために、次の各号に定める事業単位を置く。但し、活動上必要がないと判断される場合は、その一部を設置しない。

- (1) 事務所（事務局）
- (2) 部

第5条【組織単位】

本会は、業務を円滑に処理するために、各事業単位に次の各号に定める組織単位を設ける。但し、業務処理上必要がないと判断される場合は、その一部を設置しない。

- (1) 局
- (2) 部
- (3) 委員会

2、本会は、前項の定めによる他業務上必要があると判断される場合又は通常の局、部及び委員会を設置せず、問題の解決を図るのが適切な場合には、プロジェクト・チームもしくはグループを設けることができる。

3、前項のプロジェクト・チーム等を設けた場合は、通常の局、部における人事組織と異なり、担当員の横断的な交流又は命令系統の変更を行うことができる。

第6条【組織図】

事業単位及び組織単位の管理組織図（以下「組織図」という。）並びに当該各単位の呼称は、別図1に定めるとおりとする。

第3章 職務

第7条【職位】

各職位及びその基本的職務は、次項以下に定めるとおりとし、自己の権限をその責任において自ら行使しなければならない。

2、理事長は、会則及び役員規約の定めるところにより本会を代表し、本会業務を総括管理する。

- 3、副理事長は、理事長を補佐し、本会業務を統括する。
- 4、理事は、理事会を組織して本会の目的を達成するうえに必要な重要事項を審議決定するとともに、代表より委嘱された職務を遂行する。
- 5、事務局長は、理事長の命を受け、本会事務所における職務を統括管理する。
- 6、部長は、理事長の命を受け、当該所管部局における職務を統括管理し、又は自ら遂行する。
- 7、監事は、理事の職務の執行を監査する他、本会の会計監査を実施し、評議員会に対してその監査結果を報告する。

第8条【代理職】

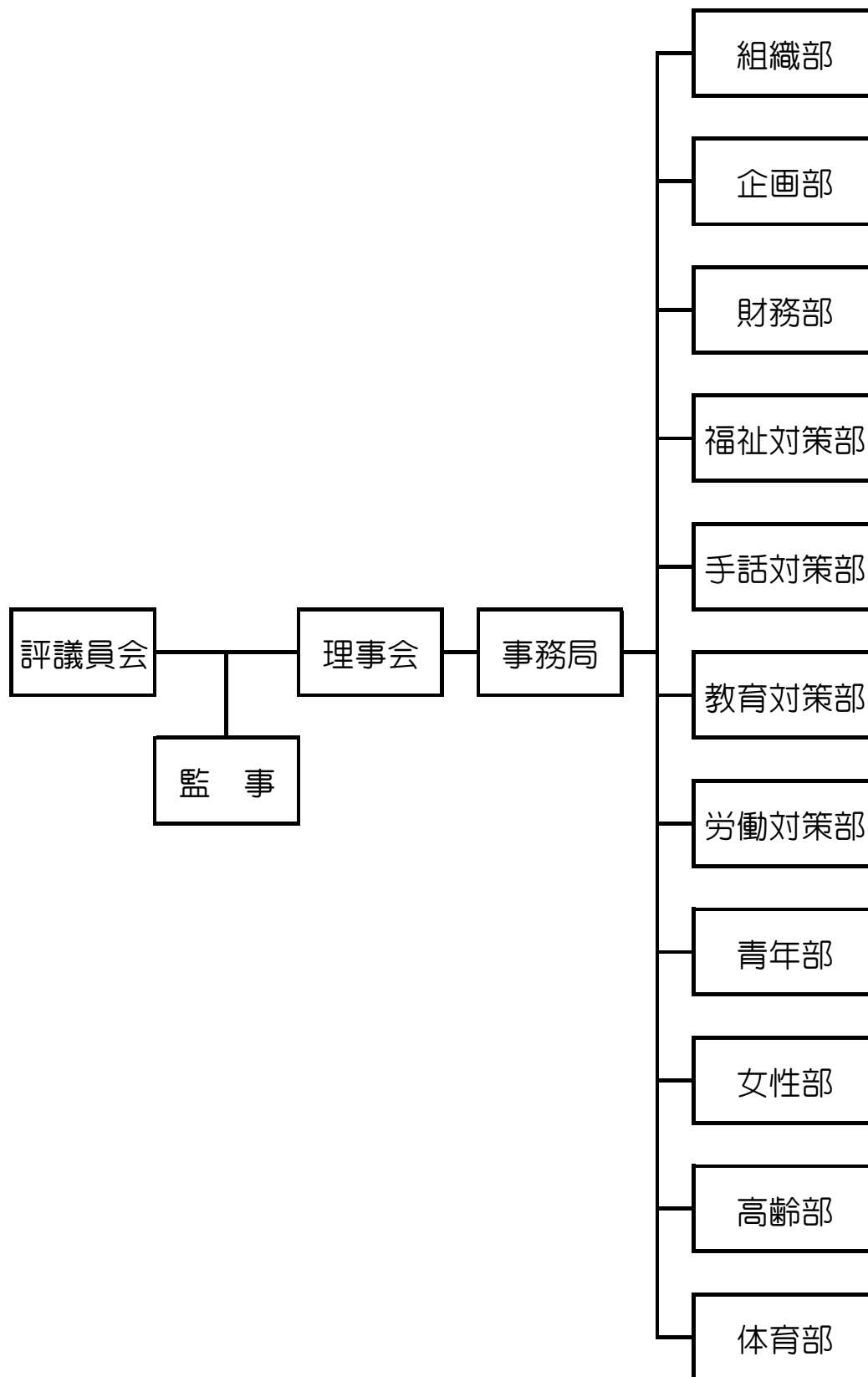
前条に定める職位において、組織上必要がある場合は副部長などの職位を置くことができる。
2 各補佐職は直属上位者の職務を補佐し、担当職務を遂行する。

附則

第9条【規約の改定】

この規約の改定は、評議員会で3の2以上の議決を経なければならない。
この規程は2007年4月22日より制定実施する。
この規程は2015年4月26日より制定実施する。
この規約は2016年（平成28年）4月26日改定施行する。

別図1 (関東ろう連盟組織図)



別図2 (加盟団体構成)

